

インターネット上の差別行為・偽誤情報の 拡散等に関する対策についての提言

近畿ブロック知事会

令和8年8月

インターネット上の差別行為・偽誤情報の 拡散等に関する対策についての提言

近年、スマートフォンが普及し、インターネット利用が飛躍的に進んだことにより、多くの国民が情報を瞬時に発信することが可能となった一方で、誹謗中傷や差別的な投稿による人権侵害が多発し、大きな社会問題となっている。

こうした状況を踏まえて、令和7年4月に施行された「情報流通プラットフォーム対処法」によるプラットフォーム事業者の運用状況の透明化や対応の迅速化等の義務付けに加え、先の特別国会において改正された情報流通プラットフォーム対処法等により、選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置を講じることも義務づけられるなど国の法整備も進められている。

しかしながら、権利侵害が容易である一方で、被害の救済を求める側に高いハードルが課されている上に、プラットフォーム事業者に削除要請を行っても削除される率は低い。

近年ではインターネット上での選挙運動が主流となっており、候補者等によるSNSでの発信が膨大に増えたが、その一方で偽誤情報や誹謗中傷、AIで生成された動画などがSNSで拡散され、投稿の削除や真偽の確認が難しくなっている。

情報流通プラットフォーム対処法による削除要請は、短い選挙期間では投稿の削除や真偽の確認が難しく、各府県選管では対応に苦慮している。

このような状況を踏まえ、インターネット上の差別行為・偽誤情報の拡散等から人権侵害を救済し、公正な選挙運動を確保するため、次の事項について要望する。

1 インターネット上の差別行為等への対策

先の特別国会において改正された情報流通プラットフォーム対処法等も踏まえ、選挙の公正に対する悪影響を軽減するための措置を着実に進めていくことに加え、プラットフォーム事業者の削除状況や削除要請に関する課題を点検し、ファクトチェックの充実や、犯罪行為への法的な対処など、実体法に踏み込んだ実効性のある対策への改善を検討すること。

2 インターネット空間の監視・取り締まり

インターネット空間における公正な選挙運動を担保するため、第3者機関等によるSNSの監視・取り締まりが実施できる体制を構築すること。また、選挙期間中はアテンションエコノミーやAI生成動画を規制するなど、公正な選挙運動を行うことのできる環境を整備すること。

3 インターネット空間の公の空間の確保

有権者が偽誤情報や誹謗中傷に惑わされることのないよう、ポスター掲示場や選挙公報などと同様に、インターネット空間でも候補者等の正しい情報を掲出する空間等を確保すること。

令和8年8月

近畿ブロック知事会

福井県知事	石	田	嵩	人
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日	月	大
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下		真
和歌山県知事	宮	崎		泉
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤	田	正
				純